

●1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行●

ISSN 0911-9396

関西労災職業病

関西労働者安全センター

2005.12.10発行〈通巻第355号〉400円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284

E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp

ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



特集／労働安全衛生法改正

- 労働安全衛生法改正 11月2日公布
省令案要綱も明らかに 2

- 韓国からのニュース 13

特集／アスベスト健康被害

- クボタに謝罪と補償を求めるなどを確認 14
- クボタと中皮腫多発の因果関係に確証 疫学調査結果から 16
- ヤンマー尼崎工場敷地内から青石綿検出 24
- アスベスト健康被害問題で関係各省と初めて交渉 28
- 患者と遺族が小池環境大臣と懇談 32
- アスベスト報道ダイジェスト2005年10月-11月 34

- 書籍「アスベスト危険度診断」の紹介 41

10-11月の新聞記事から／42

表紙／アスベスト問題で省庁交渉11月9日東京(28p参照)

'05
11・12

労働安全衛生法改正

11月2日公布

省令案要綱も明らかに

労働安全衛生法等一部改正案が10月26日に国会で成立し、11月2日に公布され、06年4月に施行されることとなった。そのうち労働安全衛生法改正の概要は次のとおりである（省令案要綱は、後掲）。今回は、OSHMS、製造業元方事業者の連絡調整義務、過重労働対策について紹介することにする。

（1）危険・有害性の低減に向けた事業者の措置の充実

① 事業者による自主的な安全衛生活動の促進

労働災害の要因となる危険性・有害性に係る調査及び低減措置を拡充とともに、こうした措置を適切に実施していると認められる事業者については、機械等の設置に係る事前の届出義務を免除。

② 化学物質の容器・包装への表示・文書交付制度の改善

○ 化学物質の有害性に加え、危険性も対象に追加

○ 絵表示の導入など

③ 発注者等による請負人への危険有害情報の提供

一定の化学物質を取り扱う設備の改

善等の作業の発注者等が請負人に対して必要な情報提供を行う。

④ 製造業の元方事業者による作業間の連絡調整等の実施

混在作業における労働災害の防止のため、製造業の元方事業者が作業間の連絡調整等を行う。

（2）過重労働メンタルヘルス対策の充実

事業者は、一定時間（月100時間）を超える時間外労働等を行った労働者を対象として、医師による面接指導等を行う。

OSHMSが法律に位置づけられる インセンティブ措置の実効性は？

まず今回の労働安全衛生法改正で最も大きな改正は、労働安全衛生マネジメントシステムを労働安全衛生法に位置づけたということである。新たな条文として次の第28条の2が加り、「業務に起因する危険性又は有害性等」を「調査し」「措置を講ずる」とについて、事業主に努力義務を課し、大臣がそのための「指針を公表」し、「必要な指導、援助等」を行うと定め、具体的には厚生労働省令で自主的な安全衛生活動促進の具体的内容を示すこととしている。

第28条の2 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。ただし、当該調査のうち、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものに係るもの以外のものについては、製造業その他厚生労働省令で定める業種に属する事業者に限る。

2 厚生労働大臣は、前条第一項及び第三項に定めるもののほか、前項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

厚生労働省令案要綱は後掲のとおり明らかになっているが、その中に大臣が定める指針の内容について「第二 自主的活動の促進のための指針」に、方針の表明、危険性又は有害性等の調査、目標の設定、計画の作成、実施、評価、改善が明記されている。

また、総括安全衛生管理者の業務、安全委員会と衛生委員会の調査審議事項に同様の内容が盛り込まれ、製造業等で義務付けられている職長等教育の内容には「危険性又は有害性等の調査等に関するこ」が加え

られた。さらに、安全委員会、衛生委員会の議事概要を労働者に周知する義務を新たに事業者に課している。

そして今回の改正に向けての検討会等で盛んに議論が交わされたインセンティブ措置については、「第六 機械の設置等に係る計画の届出が免除される事業者の認定」で、労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施していることを労働基準監督署長が認定するという仕組みを新たに設けることとなった。その概要は図1(次頁)のとおりである。

議論では労災保険率に反映させるなどの案も俎上に上がったが、結局第88条の機械の設置等に係る計画の届出免除のみに止まつた。このようなインセンティブ措置がどの程度効果を及ぼすかについては疑問の残るところである。

安全衛生委員会の活性化については、労働者への周知が事業者に課されることによって、幾分かの効果は考えられよう。何しろ労働安全衛生法施行以来、安全衛生委員会活動の中身に重きが置かれなさすぎた状況を少しでも動かしていかねばならないというところだろう。

ともあれ、労働安全衛生マネジメントシステムが法律の中に位置づけられたことは、歴史的な意義があるといってよいだろう。

製造業元事業者に連絡調整義務 幾多の犠牲のうえにやっと連絡調整とは

二つ目の大きな改正点は、製造業における元事業者の連絡調整義務である。構内

図1 労働安全マネジメントシステムに係る署長認定の流れ

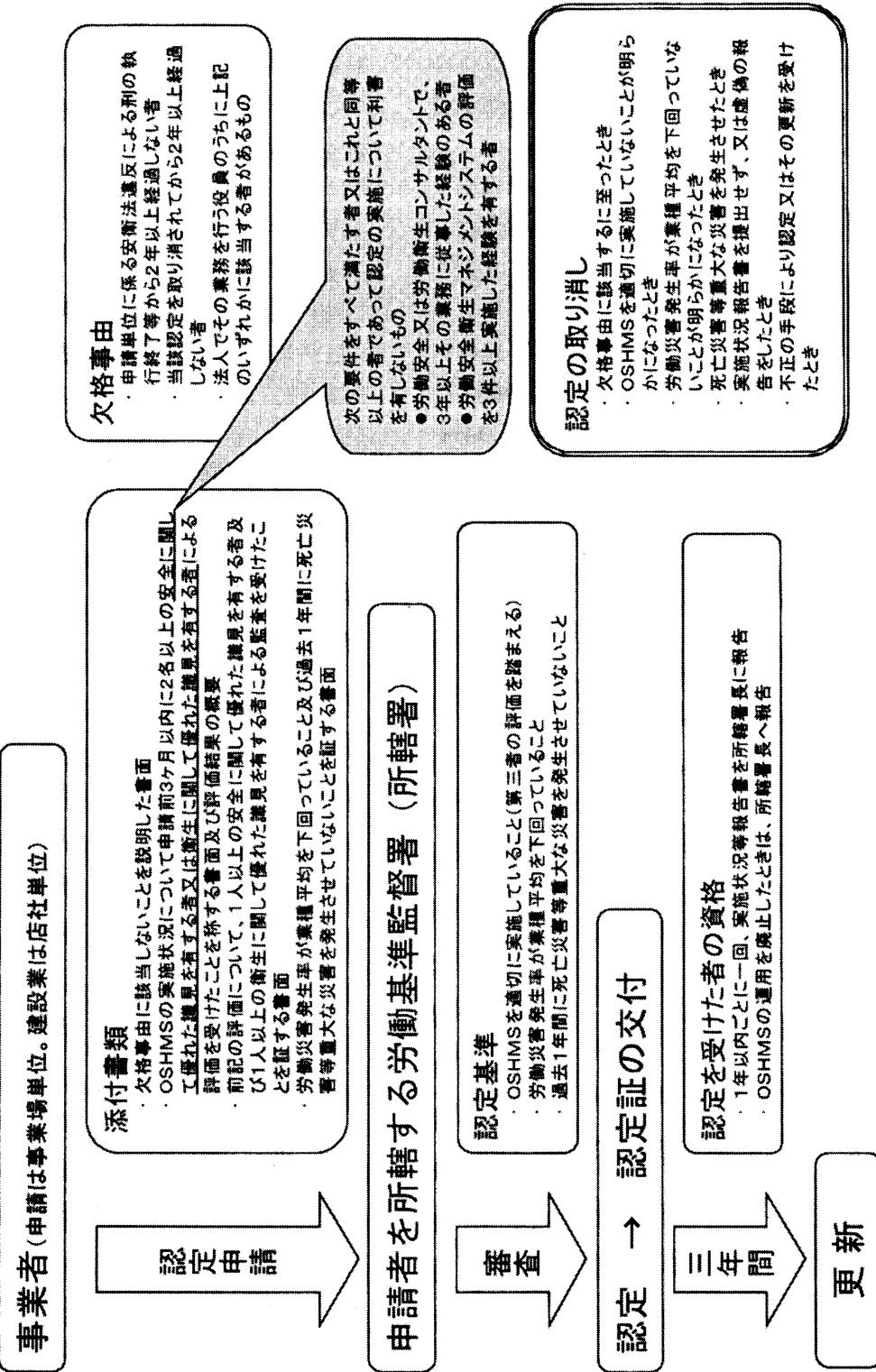
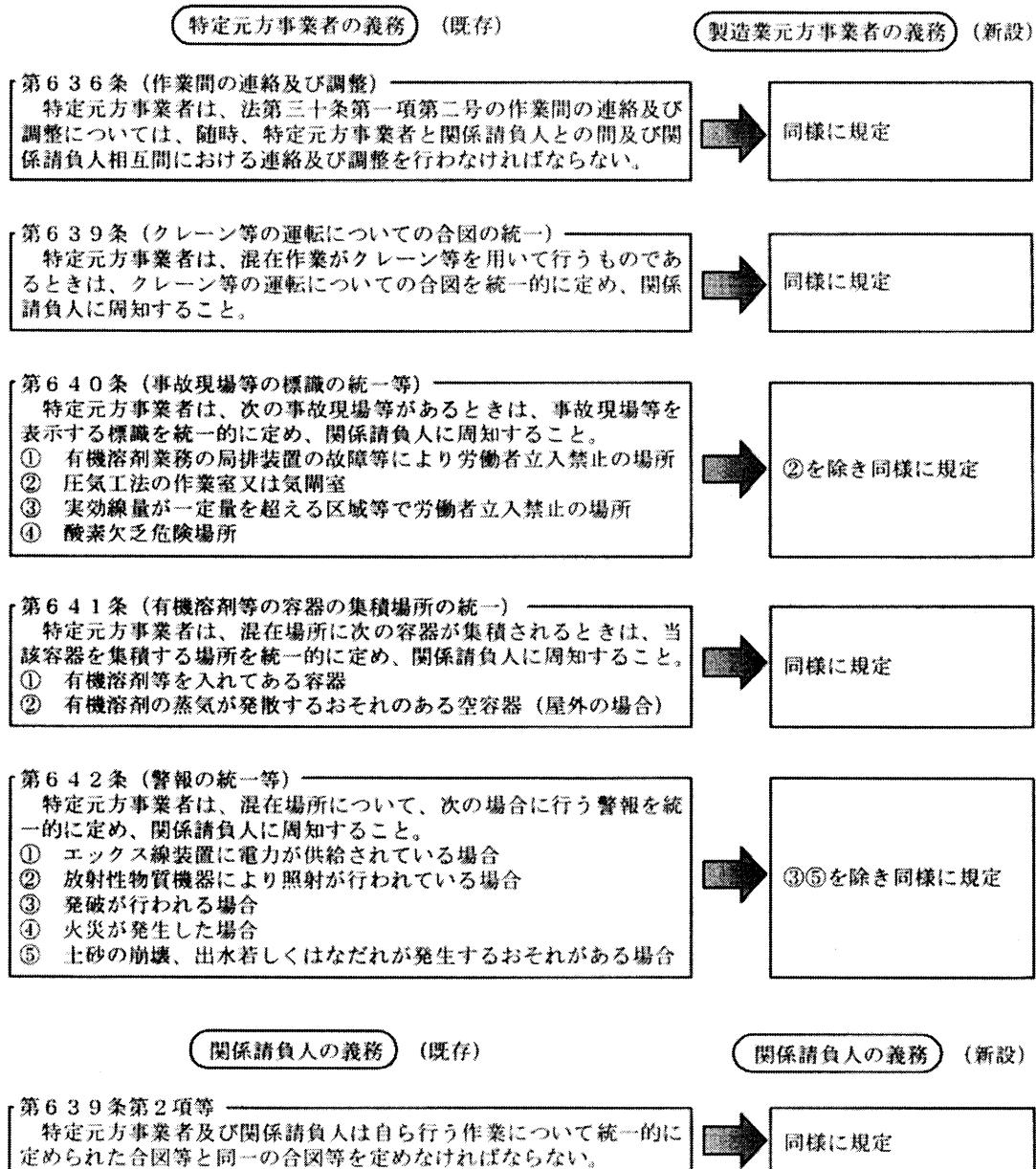


図2 元方事業者による連絡調整関係実施事項



で協力会社と呼ばれる下請事業者に雇用される労働者が混在して働いている状況が、いまや製造業でも一般化している。指揮系統が異なる労働者が同じ場所で働いていて、安全対策上問題が起こらない訳がないといわれ続けて長い時間がすぎ、労働災害の原因をたどればその事実に行き着くケースが数え切れないほどあったが、やつと罰則付きで連絡調整が義務付けられることとなった。

建設業等にあっては、特定元方事業者の責務としてあったものが、概ね製造業においても義務となる。(前頁図2参照)

第30条の2 製造業その他政令で定める業種に属する事業(特定事業を除く。)の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項に規定する事業の仕事の発注者について準用する。この場合において、同条第二項中「特定元方事業者」とあるのは「元方事業者」と、「特定事業の仕事を二以上」とあるのは「仕事を二以上」と、「前項」とあるのは「次条第一項」と、「特定事業の仕事の全部」とあるのは「仕事の全部」と読み替えるものとする。

3 前項において準用する前条第二項の規定による指名がされないときは、同項の指名は、労働基準監督署長がする。

4 第二項において準用する前条第二項又は前項の規定による指名がされたときは、当該指名された事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、第一項に規定する措置を講じなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、同項の規定は、適用しない。

同じ職場で働く「関係請負人」に雇用された労働者を「派遣労働者」と思い込んでいる製造業職場の労働者からみて、この新たな条文に義務付けられた連絡調整が適切に行われ、なおかつ安全衛生委員会が活発に運営されたとしたら、これから製造業の職場はどうなるだろう。次の疑問は、なぜ同じ職場の労働者なのに同じ安全衛生管理体制の下で仕事をできないのだろう、安全衛生委員会の正規メンバーにできないのだろうということになるかもしれない。

さらに、製造業における労働者派遣事業が解禁されたことにともない、実態が偽装派遣となってしまっている請負業者に対する指導が行政当局によって行われるようになってきたが、複雑な就業形態にあって、元方事業者の安全衛生上の責任が明確なものとなるようさらに法改正が必要といえるのではなかろうか。

労働者の申出で医師による面接指導義務 労働時間の捕捉は管理職も必要?!

三つ目は時間外労働が100時間を超え

る労働者に実施される医師による面接指導である。新条文は次のように規定する。

第66条の8 事業者は、その労働時間の状況その他の事項が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導（問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。以下同じ。）を行わなければならない。

2 労働者は、前項の規定により事業者が行う面接指導を受けなければならぬ。ただし、事業者の指定した医師が行う面接指導を受けることを希望しない場合において、他の医師の行う同項の規定による面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

3 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び前項ただし書の規定による面接指導の結果を記録しておかなければならぬ。

4 事業者は、第一項又は第二項ただし書の規定による面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師の意見を聴かなければならぬ。

5 事業者は、前項の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の

短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

第66条の9 事業者は、前条第一項の規定により面接指導を行う労働者以外の労働者であつて健康への配慮が必要なものについては、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

もともと専門家による検討会では、過重労働対策として100時間を超えるような時間外労働は禁止すべきという、まったく妥当な議論が行われていおり、医師による面接指導を義務付けるという、平成13年12月の新しい脳・心臓疾患の労災認定基準にあわせ、翌年厚生労働省が実施した過重労働対策そのものの義務化が行われるはずであった。面接指導がどの程度の意味を持ち、産業医がどのような対応をするかという議論はさておき、労働政策審議会の安全衛生分科会では、この100時間超で義務化に対する経営者団体の反発で大いに時間を費やしている。

結局、100時間超の労働者については、労働者の「申出」により面接指導を実施することとなっている。ただ省令案の「第五 面接指導」によると、三で面接指導は、「申出により」行うしながら、四で産業医は「申出を行うよう勧奨することができる」となっており、なかなかややこしい。

労働時間の算定は、二で「毎月一回以上、

特集/労働安全衛生法改正

一定の期日を定めてこれを行わなければならぬ」としており、労働時間のしつかりとした捕捉が事業者に求められることになる。

「捕捉」などというのもおかしな話だが、現実には過労死として労災認定された労働者は、はじめから長時間労働がタイムカードで明らかになっていた訳ではないのだから、この面接指導という措置は、労働時間管理の面で大いに意味があることになるかも知れない。

いったいどこまでが労働時間なのか、手待ち時間、休憩時間とされながらも場所的、空間的に拘束された時間などをどのように評価するのか、脳・心臓疾患の労災認定でもたびたび問題になることだが、今回の法改正でさらに議論は深まることになるだろう。

そもそも時間外割増賃金がつかない働き方をしている労働者について、形式的に労働時間の把握は事業者の義務だったが、今度は実質的にも把握していかなければならぬことになる。

この法改正は問題点を噴出させる

今回の労働安全衛生法改正は、専門検討会、審議会等の場で数多くの議論がなされ、歴史的な改正点も少なからず含まれながら、「海のものとも山のものともわからない」ような点が多いのが問題だ。ただいえるのは、これからさらに問題点を噴出させ、次の改正、もしくは大修正が必要になるであろうということである。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 安全衛生管理体制等

一 総括安全衛生管理者が統括管理する業務として、安全衛生に関する方針の表明に関する事項、労働安全衛生法（以下「法」という。）第二十八条の二第一項の危険性又は有害性等の調査等（以下「危険性又は有害性等の調査等」という。）に関する事項並びに安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関する事項を定めること。

二 安全管理者の資格要件として、厚生労働大臣が定める研修を修了したことを追加すること。

三 産業医の職務として、面接指導等の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関する事項を追加すること。

四 安全委員会の調査審議事項として、危険性又は有害性等の調査等のうち安全に係るものに関する事項、並びに安全衛生に関する計画（安全に係る部分に限る。）の作成、実施、評価及び改善に関する事項が含まれるものとすること。

五 衛生委員会の調査審議事項として、危険性又は有害性等の調査等のうち衛生に係るものに関する事項、安全衛生に関する計画（衛生に係る部分に限る。）の作成、実施、評価及び改善に関する事項、長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関する事項並びに労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関する事項が含まれるものとすること。

六 事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会の開催の都度、遅滞なく、これらの委員会における議事の概要を

間の労働により、疲労の蓄積が認められ、又は健康上の不安を有している労働者及び事業場において定められた同条の必要な措置の実施に関する基準に該当する労働者を定めること。

第六 機械の設置等に係る計画の届出が免除される事業者の認定

一 法第八十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定（以下「認定」という。）を受けるに際して事業者が講ずる措置として、危険性又は有害性等の調査等その他第二の指針に従って事業者が行う自主的活動を定めること。

二 認定は、事業場ごとに行うものとすること。

三 次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができないものとすること。

(一) 法又は法に基づく命令の規定（認定を受けようとする事業場に係るものに限る。）に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

(二) 認定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

(三) 法人で、その業務を行う役員のうちに一又は二のいずれかに該当する者があるもの

四 所轄労働基準監督署長は、認定を受けようとする事業者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、認定をしなければならないものとすること。

(一) 危険性又は有害性等の調査等その他第二の指針に従って事業者が行う自主的活動を適切に実施していると認められること。

(二) 労働災害の発生率が当該事業場の属する事業の業種における平均的な労

働災害の発生率を下回っていると認められること。

(三) 申請の日前一年間に労働者が死亡する労働災害その他の重大な労働災害が発生していないこと。

五 認定の申請をしようとする事業者は、申請書に次に掲げる書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならないものとすること。

(一) 三に該当しないことを説明した書面

(二) 一の措置の実施状況について、申請の日前三月以内に二人以上の安全に関して優れた識見を有する者又は衛生に関して優れた識見を有する者による評価を受け、当該措置を適切に実施していることを証する書面及びその評価の概要を記載した書面

(三) (二)の評価について、一人以上の安全に関して優れた識見を有する者及び一人以上の衛生に関して優れた識見を有する者による監査を受けたことを証する書面

(四) 四の(二)及び(三)に該当することを証する書面（当該書面がない場合には、当該事実についての申立書）

六 五の(二)及び(三)の安全に関して優れた識見を有する者又は衛生に関して優れた識見を有する者とは、次の各号のいずれかに該当する者であって認定の実施について利害関係を有しないものをいうものとすること。

(一) 労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントとして三年以上その業務に従事した経験を有する者で、第二の指針に従って事業者が行う自主的活動の実施状況についての評価を三件以上行ったもの

(二) (一)に掲げる者と同等以上の能力

韓国からのニュース

■『Sマーク安全認証』3000企業に普及／産災公団、22日3000号授与式／認証企業は無災害など安全性に寄与

21日、韓国産業安全公団によると『Sマーク安全認証』を受けた企業が、1997年に導入されて以後、現在3,024社になって、22日に日本の業者であるオムロン(株)を対象に3000個認証授与式を行う予定である。『Sマーク安全認証』は、産業現場で使われている各種機械・器具の安全性と製造者の品質管理能力を総合的に審査し、基準に相応しい場合安全性を象徴する『Sマーク』を製品に表示するようにする制度。

Sマーク認証は97年の44件から、2001年に334件、2004年に1,040件、今年11月現在1,005件で毎年増加。公団関係者は「企業でSマーク認証に関心がますます高くなる理由は、国内外の労働環境で安全に対する要求水準が増加するため」と言い、「また半導体、LCD製造業などで使われる先端装備の場合、安全性が必ず設備の信頼性につながり、製品の生産性に手助けになっていることも重要な作用した」と説明した。

2005年11月22日 毎日労動ニュース キム・ソヨン記者

■産安公団、子供を対象の安全ドラマ製作／25日放送

韓国産業安全公団は子供の安全意識と安全事故予防教育のために、『同じ年の安全ちゃん!』(25分用)というドラマを製作し、25日午後5時25分と26日午後3時35分の2回にわたって放送する。放送以後は全国の小学校に教育用DVDとして製作・配布し、子供の安全教育用教材として活用する計画である。

公団は「今回放送されるドラマは、子供たちが家庭と学校生活の中で経験できる各種の労働災害の危険性を、ドラマの中で自然に見せてくれる」。などと話した。

2005年11月23日 每日労動ニュース キム・ソヨン記者

■『安全保健経営システム』認証企業は政府の監督免除／来月1日から…建設業種などは除外

事業場の安全保健状態を評価する『安全保健経営システム(KOSHA18001)』の認証を受けた事業場に対して、来月1日から政府の産業安全保健の指導・点検・監督が免除される。

労働部と韓国産業安全公団によると1999年から施行された安全保健経営システムを評価した結果、認証事業場の場合、自律安全経営体制が定着され、産業災害減少にも効果が大きいことが示されたとし、来月1日から既存の認証業者とこれから認証を受ける事業場には政府の産業安全保健点検などを免除することにした。

『安全保健経営システム』とは、経営者が経営方針に安全保健政策を反映し、これに対する詳細実行指針と基準を作り、周期的に安全保健計画の実行結果を自動的に評価、改善するプログラムを言う。99年に導入した後、認証を受けた事業場は11月現在 LG電子、三星電子、韓国3M、韓国電力、韓電機工、現代自動車など289ヶ所である。

2005年11月30日 每日労動ニュース キム・ソヨン記者

■クボタに謝罪と補償を 求めることを確認■

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会尼崎支部

12月4日、JR尼崎駅近くの市立小田公民館で「中皮腫・じん肺・アスベスト疾患患者と家族の会尼崎支部」の会合が開かれた。雨天にもかかわらず、クボタ被害者・家族など100名近い参加で会場は満員となつた。

会合では、まず、車谷典男奈良医科大学教授がクボタ周辺の中皮腫発生状況についての疫学調査結果を報告した。

次に、闘病中の土井雅子氏が11月9日に東京で行われた省庁交渉、11月26日に尼崎で行われた小池環境大臣との会見に臨んだ報告を行い、飯田浩尼崎労働者安全衛生センター事務局長などがこの間のクボタとの折衝経過や石綿新法をめぐる動向について報告した。

車谷報告などによってクボタと周辺の中

皮腫発生との因果関係が確実なものとなる中で、クボタへの見舞金、弔慰金の請求件数も増加してきた。12月段階で66名請求、46名が支払いを受けている。

見舞金等支払いの場などで、クボタに対して謝罪と補償、患者・家族との話し合いを求めてきてきた。しかし、クボタは因果関係を未だに認めず、要求に対して「検討中」という姿勢を崩していない。

こうした状況を受けて、この日の会合では要求実現に向けて一致団結して取り組んでいくことを参加者全員で確認した。以下がその申し合わせ文書で、クボタ担当者にも渡された。

クボタがどう対応てくるのかが注目される。

2005年12月4日

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会尼崎支部

世話人 古川 和子

尼崎労働者安全衛生センター

議長 松原 保

(担当者:事務局長 飯田浩)

関西労働者安全衛生センター

議長 浦 功

(担当者:事務局次長 片岡明彦)

クボタ旧神崎工場によるアスベスト健康障害(中皮腫等)に対する今後の取り組みについて

本年4月、私たちは、旧工場周辺に中皮腫を発症して療養中である3名の患者についてクボタに連絡し、これを受けたクボタとの話し合いが行われました。それ以降、クボタによる中皮腫患者への見舞金・弔慰金制度の実施、旧神崎工場における石綿疾病発生状況・石綿取り扱い実績等の情報開示等を経る中で、さらに中皮腫等の患者、家族、遺族からの相談が寄せられました。

こうした事態の中で、私たちは患者救済の立場から、見舞金、弔慰金制度の実施に協力するとともに、相談を寄せられた方々を対象とした科学的調査を専門家である車谷典男奈良医科大学に依頼し、今般、その調査結果の報告を受けるに至りました（別紙）。

その内容はきわめて重大かつ深刻であり、これにより、私たちは、旧工場周辺における中皮腫発症と旧工場操業に伴うアスベスト飛散との因果関係について確証を得たと判断します。

したがって、クボタは、下記の各事項について、誠意をもって実行していくべきであると考えます。

私たちは、その実現に向けて、一致団結し、全力で取り組んでいきます。

－記－

(1) 旧神崎工場によるアスベスト飛散と周辺における中皮腫発生との因果関係を認め、被害者・家族・遺族に対して謝罪すること。

(2) (1)に基づき、被害者・家族・遺族に対して、適切かつ十分な補償を実施すること。また、補償については、私たちとの話し合いに基づいて行うこと。

(3) 補償内容については、少なくとも、労災保険による補償水準を満たし、これに、クボタが定める「石綿疾病者特別対策取り扱い基準」における労災認定者と同等の内容を加えたものを確保し、同時に、私たちの意見、思いを十分に反映し、被害者・家族・遺族の生活が十全に保障されるものとすること。また、補償は過去にさかのぼって行うこと。

(4) 補償実施については、予定されている石綿新法実施をいたずらに待つことなく、私たちとの話し合いに基づいて、できる限り早く、できることから順次これを実行すること。

(5) 中皮腫発症と旧神崎工場操業との因果関係が明確になったとはいえ、中皮腫以外の石綿関連疾病、被害の範囲など、今後の調査が必要な部分も多い。したがって、今後のさらなる実態解明への全面協力の姿勢を明らかにするとともに、積極的な情報開示、情報提供を行うこと。また、こうした調査を目的として、私たちや専門家、自治体等とともに共同の調査委員会をつくり、積極的にこれに協力すること。

(6) 中皮腫以外の肺がんをはじめとする石綿関連疾病についても、今後の私たちとの話し合いや(5)を踏まえる中で、補償の実施等の取り扱いを決めていくこと。

(7) 周辺に居住していた住民の健康管理対策について、クボタの責任と費用負担によるしっかりととした制度を構築し、その実施を自治体に委任すること。

以上

クボタと中皮腫多発の 因果関係に確証 疫学調査結果公表

車谷典男奈良医科大学教授(衛生学)らの研究グループが、クボタ旧神崎工場周辺の中皮腫発生状況についての疫学調査結果を公表、旧工場周辺で中皮腫死亡リスクの試算でリスクが明らかに高いものとなるなど、原因は「クボタから飛散した青石綿と推定できる」とした。

これにより疫学証拠が確実なものとなつたので、因果関係の確証は得られたと判断できる。

したがって、クボタは、被害者と周辺住民に対して即刻、謝罪し、補償等に応じなければならない。今後は、旧工場の操業実態とアスベスト飛散プロセス、被害範囲、中皮腫以外の被害実態(肺がんなど)の解明など、旧工場によるアスベスト公害の詳細、全貌が明らかにされていかなければならぬ。

今回の結果は、第53回日本職業・災害医学会学術大会・緊急企画「アスベスト健康障害の現状報告」にシンポジストとして招かれた車谷教授が「尼崎における中皮腫の発生状況—疫学調査からー」と題して報告した。日本職業・災害医学会は、厚生労働省の外郭団体である独立行政法人労働者健康福祉機構(旧、労働福祉事業団)がもつ全国の労災病院の医師らを中心とする学会で、同

シンポには厚労省職業病認定対策室長なども出席していた。

以下に、車谷報告を紹介する。

中皮腫85名

旧工場でのアスベスト被害、周辺での中皮腫患者の存在が報じられた6月29日以降、当安全センターをはじめ、尼崎市、クボタなどに相談電話が殺到した。多くは中皮腫患者とその家族からのものだった。尼崎市やクボタが、周辺住民とみられる患者については、当センター、尼崎労働者安全衛生センターを相談先として紹介したことから、各安全センターに直接かかった件数を含めて、多数にのぼったのだった。

当初、療養中3名、死亡3名、合計6名の中皮腫患者を確認していたものの予想をはるかに上回る件数に愕然としながら対応に追われることになった。

3名の患者とともにクボタに会見を申し入れたときから、クボタが原因であるとは考えていたが、こうした事態の中で、早晚、因果関係の科学的解明が焦点になることは明らかだった。

そのため、中皮腫を中心とする相談者を

対象とした調査を専門家に依頼するべきであると判断し、過去にアスベストに関する疫学調査の実績をもつ車谷教授に全面的に調査を依頼することになった。

調査は、調査に協力することを承諾した方を対象とし、7月から面接調査を開始した。

11月16日までに面接したのは尼崎市内/市外の本人/遺族計101人。車谷教授ら専門家が死亡診断書、戸籍謄本などの公的記録を参考しながら職歴、居住歴に関する詳細な聞き取りを行い、アスベスト曝露期間、居住期間を調べた。

101人のうち、アスベスト職歴・家族曝露歴が否定されたものが85人（表1）で、死亡76人の死亡暦年は1980年が最も古く、1994年までが6人、1995年から1999年が19人、2000年以降が51人だった。年々、中皮腫死亡が増加傾向にあるようにみえる（図1）。

表1 職歴・家族曝露歴が否定された中皮腫85人について

男性	47人	女性	38人
胸膜中皮腫	84人	腹膜中皮腫	1人
療養中	9人	死亡	76人
死亡時尼崎市内	30人	死亡時尼崎市外	46人

図1 76人の死亡暦年

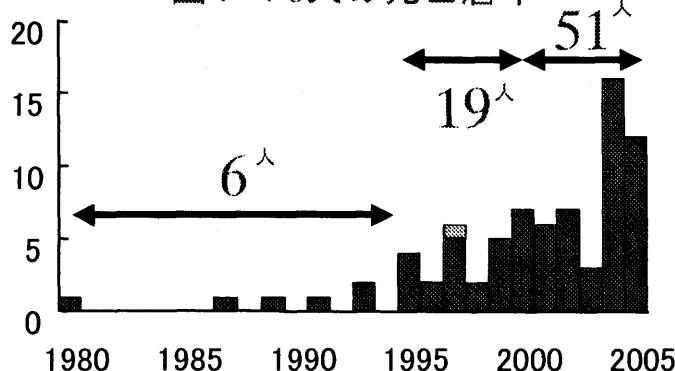
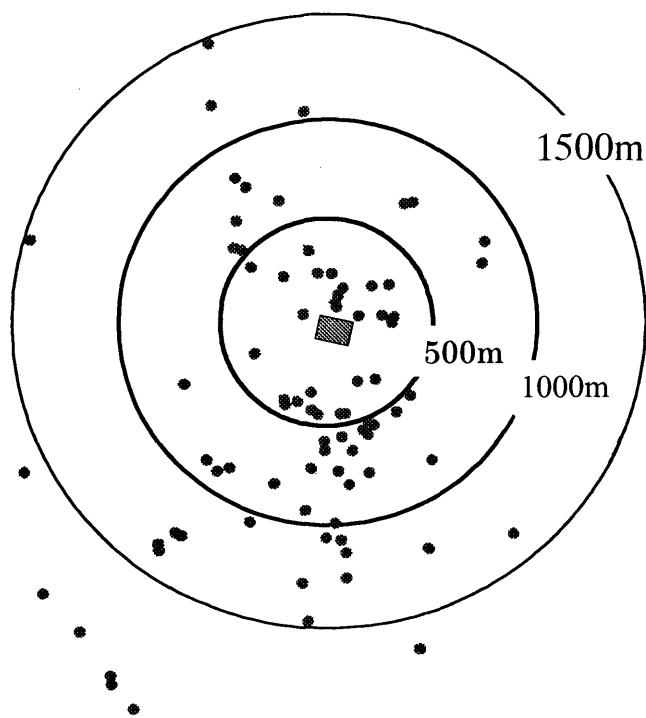


図2 85名の中皮腫の距離分布



ロットすると図2のようになった。明らかに、旧工場周辺への集積、離れるほどまばらになるという距離との関連がみられる。

500m以内で過去10年間に25人を発症していた。85人の推定石綿曝露期間(青石綿使用期間内の居住期間)は平均12.6±5.4年(標準偏差)、曝露開始から発症までの潜伏期間は平均41.0±5.3年、死亡時年齢は58.2±12.3才だった。

女性の中皮腫死亡リスク

中皮腫の原因はまずアスベストと考えら

れる、アスベストとの特異性が高い疾患である。したがって、中皮腫の発症状況を調べることでアスベストの影響を明らかにすることができる。

車谷報告では、尼崎市や全国の人口動態統計・中皮腫死亡数などをもとに、青石綿使用期間に曝露したと考えられる人口から発生すると予測される平均的な中皮腫死亡数(期待値)を算出し、これと、今回の調査で把握された76名の中皮腫死亡数(観察値)を比較することによって、旧工場を中心とする中皮腫死亡リスクが、旧工場との距離との関係でどうなっているかを試算した。

ラークのみられる人が何人もみつかっている。さらに、胸膜プラーカーを伴った、初期の石綿肺（石綿によるじん肺）とみられる方（図3）までいることから、角田寮付近が大量のアスベスト粉塵に見舞われていたと考えられる。

こうした近距離での被害集中は、旧工場からのアスベスト飛散がすさまじいものであったことを雄弁に物語っている（次頁図4、5）。

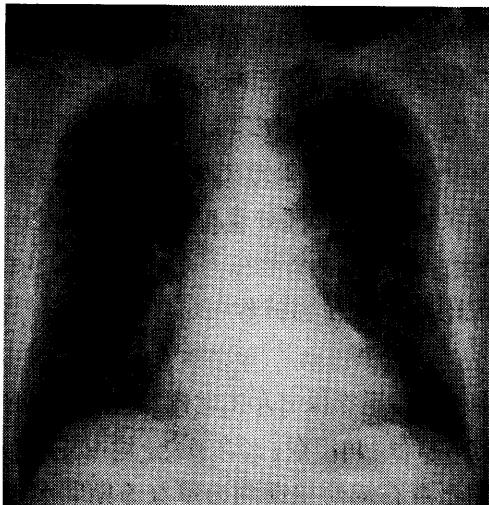
原因はクボタ

そして、車谷報告は次のように結論づけた。
今回の疫学調査から、以下のことが明らか

となった。

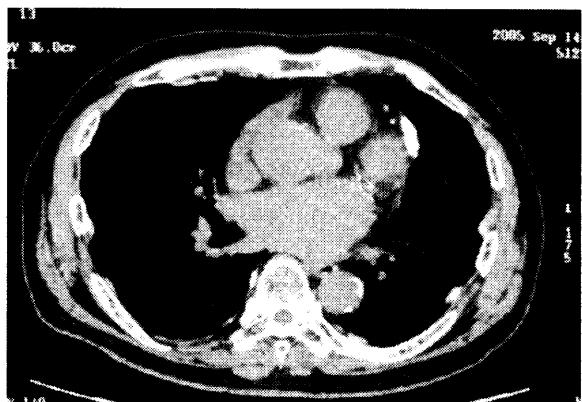
- ①調査協力が得られた101名中85名が職業性曝露がないと判断できた中皮腫であった。そのうち、旧石綿工場の半径0.5km以内で、25名の中皮腫患者が過去10年間に発生していた。
- ②全国平均を基準とした場合、中皮腫死亡リスクは、旧石綿工場を中心に男女とも有意な上昇が認められた。
- ③中心部の死亡リスク上昇は、男女とも1995年から認められた。
- ④男性の場合に比べてリスク算出の基準とする全国の死者数に職業性による死亡が少ない女性のリスクは、近隣曝露の影響をより直接的に反映しているといえる。その女性の死亡リスクは、中心部で18倍と高

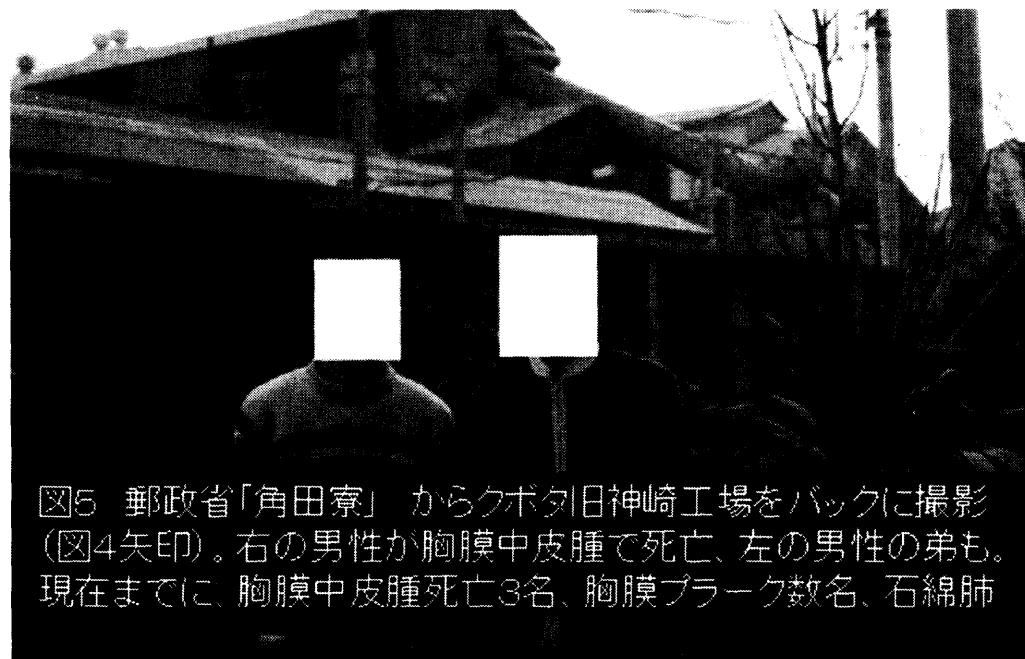
図3 近隣居住歴を持つ73歳の男性に見られた
石灰化を伴う胸膜プラーカー



100m離れたアパートに
6年間居住

職歴は郵政省職員のみ
家庭内曝露もない





クボタ旧神崎工場周辺の中皮腫の発生状況について
報告する車谷典男・奈良県立医科大学教授=大阪市北区
の大阪国際会議場で23日午後、北村隆大写す



「クボタは逃げ切れない」

患者ら「早く謝罪し補償を」

石綿被害 疫学報告

「毎日病気と闘っている患者に、早く謝罪してほしい」。尼崎市に居住歴があり、今年6月にクボタから見舞金を受け取った中皮腫患者の土井雅子さん(58)=兵庫県伊丹

に多発する石綿関連がん・中皮腫について、疫学の専門家が「工場から飛散したと思われる青石綿が原因と推定される」と結論付けた。クボタはこれまで操業と発症の因果関係を認めていないが、患者側から謝罪や補償を求める声が高まりそうだ。

【室城昇、攝】

解説

クボタ旧神崎工場周辺で居住

行政の広範な調査に期待

同工場と幅数㍍の道を隔てた旧郵政省官舎に住み、弟が中皮腫で死亡した男性(62)=大阪府高槻市では、いまだにクボタが因果関係を認めないので本当に残念」と話す。男性は「当時は工場から白いものが飛んでできてい

た」と証言する。患者支援団体「尼崎労働者安全衛生センター」の飯田浩事務局長(58)は「クボタは一日も早く謝罪し、補償問題にまで踏み込んだ対応をすべき時期に来ていると思う」と話した。

尼崎市も近く調査法による調査は行政も死亡小票で特定した市内の中皮腫患者を対象に、疫学調査を始めた。

市には、調査結果を聞いてクボタへの要求を口にした。土井さんは確かにナーダーなのだから、クボタは逃げ切れない」と厳しい口調で語った。

1950~70年に

歴がある中皮腫患者について、今回の調査は、統計データなどを駆使した疫学調査の手法で工場操業と発症の間に因果関係を示したと専門家から評価されている。奈良県立医科大学の車谷典男教授は「十分な結果が得られた」としており、同社側が結果をどう受け止めるかが注目される。

べる上で、国際的に不可欠になっている手法。環境問題のほか、薬の効果や副作用の検証などにも用いられている。今回の調査結果は科学的で重要なデータだが、完全に網羅したものではクボタは旧神崎工場周辺の中皮腫患者に対し、これまで因果関係や責任を認めない。見舞金、弔慰金を送ったが、補償はしていない。

【大島秀利】

ヤンマー尼崎工場敷地内から青石綿検出 中皮腫 13名(12名死亡) —望まれる疫学調査

クボタ旧神崎工場からJR神戸線をはさんですぐ南には、ヤンマー尼崎工場がある。

11月24日、同工場敷地内建物の窓枠のホコリから青石綿が検出されていたことが報道された。

ヤンマーの社内調査で青石綿が検出され、報告を受けた尼崎市の調査でも2カ所から青石綿が検出されたというのである。

ヤンマーで中皮腫

クボタの発表(6月29日)後の電話相談の中で、ヤンマーに勤務歴のある中皮腫患者からの相談が複数寄せられ、極めて重大な事実と認識していたところ、7月20日、ヤンマーはホームページ上で次のような発表を行った。

当社元社員におけるアスベスト（石綿）に起因する健康障害について

現在、社会問題となっておりますアスベストに関する各種報道を受け、これまでに当社に寄せられました問合わせにおいて、中皮腫にて死亡された元社員がおられることが判りました。また、当社以外の窓口へも同様の問い合わせがあったことが判明いたしましたので、お知らせいたします。

1. アスベストによる健康障害の状況

これまで当社に勤務中の社員においては、アスベストに起因すると思われる健康障害の事例はなく、現時点では労災認定者はおりません。

しかしながら、7月以降、当社尼崎工場に勤務していた元社員のご家族より当社ならびに当社以外に設置された相談窓口に以下の連絡がありました。

区分	死亡	加療中	診断内容
当社に直接連絡があった方	3名	1名	悪性胸膜中皮腫
当社以外の相談窓口に連絡があった方	2名	1名	悪性胸膜中皮腫(2名)他(1名)
計	・	5名	(計7名)

ご相談のあった元社員の方については、下記溶接工程に在籍されていた入院加療中の1名を除き、勤務実態からアスベストと接触する機会は低く、因果関係については現在のと

ころ不明です。

2. 当社におけるアスベスト使用状況について

当社工場において、アスベスト原材料を加工し、製品または部品を生産するという工程はありません。

但し、以下のとおり一部アスベスト（白石綿）を含有した部品等を過去に使用していました。

①-(1) 昭和30年頃から昭和63年までディーゼルエンジン組立工程において、排気管部分の断熱のためアスベストを使用した部材を排気管に取り付ける工程がありました。
(昭和63年からは使用中止)

(対象工場)

尼崎工場：尼崎市長洲東通1丁目1-1

塚口工場：尼崎市塚口本町5丁目3-1

長浜工場：滋賀県長浜市三和町7-35

①-(2)

溶接工程において、防火目的にアスベストを含有した断熱材シートを昭和63年まで使用していました。

② ガスケットやパッキン類など一部の買入部品においてアスベストを含む部品が使用されておりました。これら部品の大部分は、アスベスト代替部品に変更し、一部残っていた部品についても、昨年9月時点で完全に廃止いたしました。

3. 今後の対応について

当社では、7月12日付で「アスベスト関連調査チーム」を設置し、①アスベストの使用実態、②ご相談のあった元社員の勤務時期や職場状況、③社員・退職者・構内外注業者における健康障害の有無などを調査しております。

また、当社元社員の健康障害とアスベストとの因果関係究明に向けて、尼崎市をはじめとする関連行政機関と協力してまいります。

今後、当社工場周辺の住民の方からの問い合わせがあった場合も当社元社員と同様の協力をに行ってまいります。

さらに、11月15日、労災認定者が出了ことを次のようにホームページ上で発表した。

当社におけるアスベスト健康障害に関する状況について

当社におけるアスベストによる 健康障害の発生状況につきましては、7月20日時点での調査結果を既に公表いたしましたが、この度、労災申請中であった元従業員1名は労災認定がされましたのでお知らせします。

1. 労災認定の状況（11月10日現在）

認定者1名（元従業員、現在中皮腫で療養中）

注） 当社において、これまで石綿による労災認定者はいませんでした。

特集/ アスベスト健康被害

当初の発表では、6名の胸膜中皮腫を把握、その後、調査過程で敷地内で青石綿で検出するなどする中で、1名についてはヤンマーにおける白石綿曝露が原因として労災認定を受けたとみられる。

13名

関係者の話によると、その後の調査などでヤンマー社内の中皮腫患者が13名に達していることが判明した。

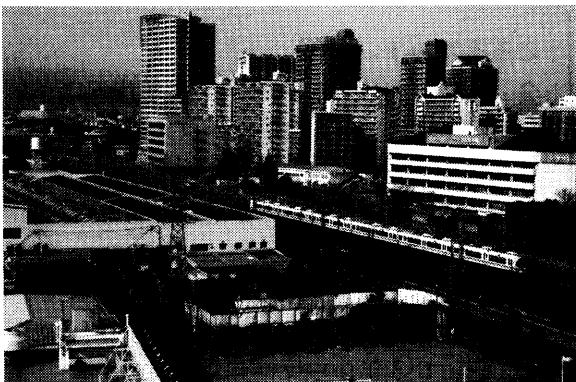
すなわち、ヤンマーは尼崎市市内に2工場（尼崎工場、塚口工場）、滋賀県内に6工場をもっているが、中皮腫（胸膜）13名はすべて尼崎工場からで、うち、兵庫医大で療養中の1名が労災認定されたという。そして、全員がクボタが青石綿を使用していた時期に尼崎工場での勤務歴があるということである。

ヤンマー社内での白石綿実績を踏まえると、13名もの中皮腫はどうてい説明できないと考えられる。原因是クボタからアスベスト飛散である可能性が極めて高いといえるだろう。今回の、工場内施設からの青石綿検出は、このことを裏付ける。

労災認定された1名についても、クボタからの青石綿の影響が強く疑われるところだ。

疫学調査を

13名もの中皮腫が発生している状況は極めて重大である。肺ガン、石綿肺などの中皮腫以外のアスベスト被害の可能性があり、



J R 神戸線をはさんで右クボタ、左ヤンマー尼崎工場

早急な疫学調査が行われる必要があるだろう。石綿肺がんは中皮腫の2倍とする専門家もいる。

ヤンマーディーゼルは、戦前に創業した山岡発動機工作所、山岡内燃機を経て1952年にヤンマーディーゼルに社名変更、山岡発動機工作所の尼崎工場は1936年に建設されている。

つまり、クボタが石綿管を製造する前から操業している会社であって、歴史があり、従業員の把握度も高いとみられることから、専門家による社内の疫学調査が実施されると、クボタによるアスベスト被害を明らかにする有力な証拠が追加される可能性がある。

これは何よりも、ヤンマー社内での白石綿と関連づけられない被害者の救済を図る上でも重要だろう。

次号で詳しく述べるが、クボタから飛散したアスベストが原因であっても、業務上疾病として労災認定されるべきものであり、その意味でも、早急な疫学調査が望まれるところだ。

ヤンマー尼崎工場

使用歴ない青石綿検出

外部から飛来か

大手機械メーカー「ヤンマー」(本社・大阪市北区)の尼崎工場(兵庫県尼崎市)で、敷地内の建物の窓枠に積もったぼこりから、アスベスト(石綿)の

中で毒性が最も強い青石綿が検出されていたこと

が14日分かった。同社によると、同工場では過去に青石綿を製造工程で使

用したことではなく、外部

が、尼崎市は慎重に除去

するよう指導した。

尼崎市が先月、尼崎工場の複数の建物でぼこりを採取し、検査した。その結果、敷地北東側にある旧木工所と特高受変電室の窓枠計2カ所で採取したぼこりから極微量の

青石綿を確認した。

同社が工場敷地境界の石綿濃度を調査したところ、規制値(空気1秒中10億個)を超過するもの100分の1以下

ヤンマーは「今後も工場内での検査を継続したい」と話す。尼崎市は「飛散の経路は不明だが、ヤンマーの労働者が白と青

い」と話している。

同工場では、1955年ごろから88年まで、白

いのでコメントできな
い」と話している。
国内では、青石綿は95
年間に使用・販売が禁止さ
れた。【宇城昇・樋口岳大】

年に使用・販売が禁止さ
れた。【宇城昇・樋口岳大】

工程があった。元従業員11人が中皮腫で死し、1人が治療中だが、うち白石綿を扱った可能性があるのは2人だけという。

同工場は、青石綿を使つて15年まで水道管を製造していたクボタ旧神崎工場とJR東海道線を挟んで立地している。

ヤンマーは「今後も工場内での検査を継続したい」と話す。尼崎市は「飛散の経路は不明だが、ヤンマーの労働者が白と青い」と話している。

同工場では、1955年ごろから88年まで、白

アスベスト健康被害問題で 関係各省と初めて交渉

中皮腫・じん肺・アスベストセンター
中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会

第1回 多省庁交渉が11月9日東京永田町合同庁舎で開催されました。今まで厚生労働省交渉は毎年行って来ましたが、今年の「クボタショック」のアスベスト公害問題？を受けて多省庁交渉となりました。

当日は午後2時から永田町合同庁舎の会議室に、患者と家族10名、遺族17名、支援者10名の総勢37名が、厚生労働省・環境省・国土交通省・文部科学省・経済産業省・総務省に加え内閣官房の7省庁16名に対し交渉を行いました。

交渉では先に提出していた「石綿(アスベスト)問題に関する質問及び要望書」の11項目に対する回答を求めました。回答を聞いていくうちに、役人の回答だなど、まず感じました。質問・要望に的確に回答がなされない、あやふやにごまかそうとする、ほかの省庁に押し付けようとする。

そのような回答と質疑の中で、前厚生労働大臣が大阪で「患者と家族の会」の私たち被害者と会った時の大臣の話が全然進展していないと厚労省の担当者（大阪に大臣と同行）に質しました。前大臣は「労災の時効の問題はあなた方の話を聞いて良く理解しました。今ここでは結論は出せないけれど、帰って真剣に検討します」との発言を残しました。前大臣の発言した事を早く実行す

るよう申し入れました。

新法に関しては、労災保険の時効の方には一時金程度の補償、また労災補償が適用されない被害者には余り期待の持てる方向にはならない事が分かりました。

大気汚染防止法に関して、濃度測定で建築物の内・外で役所の所轄が異なる規制などの問題を指摘しましたが、未だに縦割り行政を変えようとする姿勢が見られません。

労災の問題でも、「監督署によっては敏速に対応する所があるが、反面つまらない事で本省預かりとして認定に時間が掛かりすぎている。真剣に取り組んで仕事をしろ」と、労災の時効問題についても、なぜ時効問題が起きているのか検討するように要請しました。

質問と要望の回答が終わり、続いて名取医師からの「今日、日本全国から病身をおして中皮腫の患者が来ているので、新法に関する救済等の話を聞いて欲しい。このような被害者がいて残念だけれど長くない生活を強いられている。この話を聞いて、ここを学ばなければ何にもならないので、きちんと受け止めて欲しい」という言葉を受けて、まず尼崎からクボタの被害者Dさんが、続いて大阪のNさんの息子さん、名古屋のIさん、山口のNさん、福井のKさんが、それ

ぞれ被害者、遺族の立場から発言しました。

皆さんから、中皮腫を発症し「人生はじめに働いて来たのに何でこんな病気になったのか、残念で本当にくやしい」、「これからも沢山の被害者が出るので、しっかりした新法を作って欲しい」、「労災と新法の補償の格差が余りにも大きい」、「精神的にも経済的にも負担が大きいので早く救済の新法を施行して欲しい」、「労災の申請をしているけど石綿小体がないからと死後解剖を監督署から言われたが、親父を絶対、切り刻むような事はさせない、本人も看病している家族も参っているので早く認定して下さい」、「国は時効・時効と言うけれど私たち家族には時効は来ません」、「なぜ時効が起きたか考えて下さい、行政は情報を出していると言うが私たちには情報をキャッチできない、国が情報をしっかりと出していないんじゃないですか？」このような発言が続きました。

そんな話を聞きながら看病していた頃を思い出したのか、すすり泣く声が洩れていきました。

それにしても交渉の場に同席した各省庁の担当者のアスベスト疾患(中皮腫)に関する知識不足、認識不足には驚かされました。このように感じたのは私だけでしょうか？

7月7日夕刊の新聞記事を参考に厚労省の担当者に確認しました。「7月初旬に労働局に通達を出しましたね」と質問したら誰も分からぬ。「石綿労災・周知へ通達」として厚生労働省が労働局に、医療機関などの周知徹底を図るよう異例の通達を出した、となっています。しかし筆者が9月21日、診察の為に病院に行き医事課の担当者

(全ての郵便、書類などを開封して院内に振り分ける作業を担当している)に、労働局からこのような通達が来ていましたか?と質問したら「まだうちの病院には来ていません」との事でした。通達を出したとされてから3か月近くになります。通達したとされているのが何時になったら周知されるのでしょうか?このような事が続く限り労災の時効問題は解決されないでしょう。いや時効問題だけではないでしょう。縦割り行政の問題も同じでしょう。

政府・行政が遅くとも1972年に危険性を知りながら何の対策も講じなかった事に対して非を認めて被害者、犠牲者の遺族の方々に謝罪し、また被害者、犠牲者の遺族の声を聞いて反省し、補償するしかないでしょう。

クボタ事件ではないでしょう、クボタショックではないでしょう。日本国政府による人災ではないでしょうか?このように考えるのは私だけでしょうか?

被害者の一人として、生き証人として、まだ私は「国や企業に殺されたくはありません」。今後も体のいや口の動く限り国の責任を追及していく覚悟で発言して行けたらと思っています。最後に石綿新法が充実した物になる事を願いながら努力したいと思います。

「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」が1枚岩となり今後も活動を続けて行ける事を願っています。

(中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会
中村實寛)

石綿(アスベスト)問題に関する質問及び要望 11 項目

1. 省庁が互いの縛張りを侵さない事を前提に施策を考えると、今後の石綿(アスベスト)問題の解決はありえません。アスベスト問題の解決のための総合的且つ、一本化された担当部署を作ってください。
2. 私たち、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会、中皮腫・じん肺・アスベストセンターは、石綿(アスベスト)の問題が解決するまで、総合的且つ一本化された担当部署との話し合いを続けたいと思います。その事をご了承いただきたいと思います。
3. 厚生労働省は、石綿関連疾患の診断と治療に、全力をあげて取り組んで下さい。犠牲者 10 万人とさえ言われる人の命を思うと、重大かつ緊急課題であるといわざるを得ません。そこで、ペメトレキセド(アリムタ)の審査期間を HIV 治療薬並みに短縮し、一日でも早い承認を望みます。
4. 検討されている「救済制度」について要望します。
 - ①中皮腫の原因に関わりなく、全ての中皮腫患者を等しく救済してください。
 - ②救済制度では、因果関係を問うことなく、中皮腫であることは、イコールアスベスト暴露による被害者であることを認めてください。
 - ③労働災害によるアスベスト暴露被害者の内、中皮腫の被害者には、半永久的に時効を凍結してください。
 - ④中皮腫という診断が下された患者の医療情報について、現在各医療機関の手元にある医療情報は、最終診療から 5 年の保管義務規定を更に延長し、今後 20 年程度の保管義務を課してください。
5. NCI の様に、厚生労働省内にがん生存者対策室をつくり、患者の生活の質やケアを考える部署を設置して下さい。また、がん患者情報センターを是非つくって下さい。
6. 文部科学省は、学校等所管の建物内のあらゆる吹付け石綿(アスベスト)等について、自治体からの情報を集約し過去の情報をすべて開示してください。石綿(アスベスト)の濃度測定にあたっては、窓を閉めて日常活動が行われている際の条件での測定を必ず行うようにしてください。
7. 国土交通省は、吹きつけ石綿(アスベスト)のあらゆる種類について、業者からの詳細な吹き付けの実態調査、吹きつけ量の年代と把握、様々な建物内の石綿(アスベスト)濃度測定を行ってください。全ての建物について一切規模要件のない調査を実施してください。調査の結果を踏まえ、様々な建物の吹きつけ石綿(アスベスト)について、危険度に応じた除去時期を明確にした法改正を実施してください。
今後生じる建物による被災者には、労災補償同等の保障を実施してください。
8. 環境省は、大気汚染防止法を改正し、石綿(アスベスト)工場の敷地境界基準ではなく、石綿(アスベスト)の環境基準をさだめてください。
9. 経済産業省窯業建材課は、石綿(アスベスト)関連企業の石綿(アスベスト)関連商品及び代替化に関する全情報を公開されたい。
10. 吹きつけアスベストの調査を本年中に改善し、全省庁共通のマニュアルを作成し、来

年度以降充実した調査を実施していただきたい。

吹付け石綿(アスベスト)等には多数の種類がありますが、実態調査と事前の濃度測定がなされない中で、省庁でばらついた通達による調査が、調査員の十分な研修と理解が保障されない中で実施されました。

今年の調査は対策の始まりで、来年度にむけて、本年度中に吹きつけ石綿(アスベスト)実態調査を実施し、成分分析と石綿(アスベスト)濃度測定を実施する。

全省庁共通の吹きつけ石綿(アスベスト)実態調査マニュアルを作成、来年度のある時期か調査員研修を実施、石綿(アスベスト)の分析機関の確保し、調査員の人数と研修が終了したところで、建築基準法改正等の進行を考慮しつつ、来年度国、自治体、民間の規模要件をとわない石綿(アスベスト)調査を実施する。

11. アスベスト濃度測定を十分実施することで、国民の不安を解消してください。

石綿(アスベスト)関連疾患のリスクは、吸入濃度と吸入時間と吸入後から現在までの時間により決定されます。建物の改築・解体現場(厚生労働省)、建物内の他の箇所(国土交通省・文部科学省・その他)、大気(環境省)が連携した石綿(アスベスト)濃度分析を、今後数年間かけて実施する。様々な飛散防止対策に応じた条件で、測定を繰り返しモニターを持続する。

石綿(アスベスト)含有建材の中でも、経年劣化が指摘されている建材、波型スレートやを多くの国民が不安を感じる石綿(アスベスト)製品をアンケート調査し、信頼できる分析機関により、信頼できる複数の動作および使用条件での、石綿(アスベスト)濃度測定を実施する。

ノンアスベスト社会の到来へ —暮らしの中のキラーダストをなくすために



著者：石綿対策全国連絡会議
中皮腫・じん肺・アスベストセンター 編
発行：かもがわ出版社
(<http://www.kamogawa.co.jp/sinkan/yotei/yotei.html>)
体裁：A5判 112頁
定価：1,260円（本体価格1,200円）

私たちの日常のなかのアスベスト問題、現状と課題をわかりやすくまとめた本です。すべての人に環境ばくろ・職業性ばくろの可能性があります。ぜひ、一読を。

患者と遺族が小池環境大臣と懇談 前向きな対応に期待

11月26日、尼崎のホテルで小池環境大臣と中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の懇談会が行われました。環境省から大臣を含めて8名が出席、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会からは片岡、古川、飯田、竹沢一子親子、谷口知子、早川夫妻、土井雅子、玉井夫妻、前田（息子）、中村の13名が臨みました。

まず環境省から出席者の紹介、古川さんから患者と家族の会の出席者の紹介、続いて大臣の挨拶。この挨拶の中で「深刻な状況の中、皆さんの今置かれている立場を考えると早く皆さんの声を聞いて立法に役立てたい」また「選挙区が伊丹だったので距離感、土地勘もあるので真剣に対応させて頂きたい」との言葉がありました。

古川さんが患者と家族の会の要望書を読み上げて、次に出席者の発言に移りました。大臣の意向で全員が発言する事になりましたので、交渉に入る前に持ち時間一人2、3分と決めていたのですが、話し出したら皆さん時間の事を忘れたように話して、止まらなくなり発言を制される場面もありました。それくらい熱気に溢れていました。

皆さんがあくまで労災同等の補償を望み、また新薬の開発、治療薬の早期承認を求める発言が続きました。

次に大臣から、要望に対する回答は、要望1の縦割り行政の隙間をなくすに対し

て、政府は検証しました。また検証中です。行政間の連携は十分であったとは言えない。立法作業もそうだけど、さらに隙間を作つてはいけないので、綿密な対応をして行く。要望2の労災と同等の補償を求めるにたいして、どんな経緯でなったのか何処で暴露したのかも分からぬ、潜伏期間の長い病気だから、もれなく救済する。保険の補償と異なる事もあるが、出来るだけ工夫する。要望3の補償の基金の捻出に責任企業を含めるには、あらゆる産業界で使って来た、事業基盤で活用されてきたので幅広く産業界全体から基金の拠出を求める予定である。要望4の今後も当事者の声を聞き、「新法」を充実させるには、皆さんの声を重く受け止めて、新薬の開発も含め、来週火曜日に定例閣僚会議があるので、そこで今日の話の内容を提言します、というものでした。

その後、一般環境と解体工事現場周辺のアスベスト濃度基準の見直し、規制の強化を要望しました。

古川さんが大臣に「風は追い風もあるが、向かい風もある、一番怖いのは風が止まる事だ、風が止まつたら自分で走って風を起こせ、それでも駄目なら崖から飛び降りて風を起こすんだ」と大臣の言葉がありますが、「大臣崖から飛び降りて風を起こす覚悟で今日来ていらっしゃいますか？」と質問したら、これに対して大きく頷いて小さ

い声ではありましたが、口の動きを見ていたら確かに「ハイ」と返事がありました。

そこで「大臣の決意を受けて片岡・飯田の要望を」と古川さんが言い次に繋ぎました。片岡さんが新法に関して、「大臣先程の玉井さん、早川さんが働いている話を聞いてどう思われますか？労災の患者では働いている人はいないだろう」と、この話から始まり新法の枠組みは労災保険と同じ枠組みにして、内容も労災保険になぞらえるような物にするべきだ。クボタの責任問題も早急に監査すべきである。(クボタが因果関係を認めないのは国、自治体が原因企業だと公表しないからだ) 奈良医大の車谷先生の疫学調査でも100%クボタが原因企業と結果が出ているので、クボタが原因企業との発表を政府として早くするように。今報道されている補償の内容も不十分である。救済は遺族年金、所得補償、就学援助金、など労災同等の補償でなければならない。

補償問題で国はクボタから事情聴取をして、クボタ周辺住民には、労災に準じて救済して、資金不足の時はクボタに拠出させる、クボタが原因企業である事は先に報道した奈良医大の車谷先生の疫学調査を見たら一目瞭然だから、環境省も車谷先生を呼んで話を聞いて下さい。このような話がありました。

飯田さんも原因は100%クボタだと確信している。尼崎は今までいろんな公害があり、いろんな調査をした経緯があるので、車谷先生の調査結果を見た尼崎市役所の職員が昔、他の公害で調査した時と同じ現象が起きているので、昔の調査資料が使える

んじゃないかな？それを使えば時間の短縮にもなるので、環境省が自治体を使って早く調査するように促して早急に結果を出して欲しいと話ました。

また片岡さんは、クボタの線路を挟んだ南側のヤンマーの中にも中皮腫の患者が12人出ていて、内一人が労災の認定を受けた事が公表されました。ヤンマーは白石綿だけしか使った経緯がないので、環境省はヤンマーに調査を入れて欲しい。尼崎市の調査でもヤンマーの外部の窓枠に青石綿が確認されているとも訴えました。

それに対する小池大臣の発言は、車谷先生の調査資料を参考にさせて頂きます。クボタの言い訳に政府・行政の調査の遅れを理由にされないように早急に対応する。基金は全産業から1階部分は広く浅く、2階は関連企業からと2階建てで拠出させる。救済は新年度早々から支給して行くよう体制を取る。(秋からとか言っていたが早く対応する) ヤンマーは環境省だから出来る事として指摘する。一般環境、解体现場周辺の濃度測定基準の見直しも政府として厳しい対応をしていく。というものでした。

そして最後にこの言葉を頂きました

一日も早く立法作業を進めて、皆さんのが声を、思いを受け止めて、一日も早く一番の安心を届ける事を約策します。

更に大臣は、記者会見後に古川、土井雅子さんに歩み寄り「古川さん、飛び降りますからね！」と力強く言われました。

(中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会
中村實寛、古川和子)

あなたの住まいは、大丈夫ですか？

天井・屋根・床・外壁…
実例写真満載のリストで
いますぐ徹底チェック！

12月7日
発売！

図解 あなたのまわりの

アスベスト危険度診断

中皮腫・じん肺・アスベストセンター【編】

図解 あなたの
まわりの
**アスベスト
危険度診断**



1,260円(税込)
朝日新聞社

アスベストっていいったいなに？／健康を蝕む「静かな時限爆弾」／アスベスト建材が使われた時期を知る／飛散の危険性は種類によって違う／気になる建物のアスベストチェック法／木造家屋はここをチェックする／鉄骨・鉄筋の建物はここを見る／「設計図書」で製品名をチェック／見えない場所の調べ方／どうする？ 近所の解体・改築工事…などなど

怖がってるだけでは、もういけない！
…アスベストに詳しい民間団体が、
「建物のアスベスト」にしまって徹底解説。
これさえあれば、気になるアスベストの危険性が
簡易診断できる初めての本です。自宅・学校・会
社…気になるあなたに必携の一冊です！

中皮腫・じん肺・アスベストセンターとは
アスベスト個人で相談する専門機関の、業者ご本人会と家族の全国的相談窓口として設立された非営利の民間団体。2003年9月の活動開始以来、全国各地のアスベスト被害の調査研究・教育活動に取り組み、代表の名取謙司さんはテレビ出演なども多岐。

ご購入は、お近くのASA(朝日新聞販売所)または書店で。
お問い合わせは下記までお願いします。

朝日新聞社出版本部書籍編集部

〒104-8011 東京都中央区築地5-3-2
TEL:03-5541-8788 FAX:03-5540-7844

